

令和6年度第1回士別市個人情報保護・情報公開審査会会議次第

日時 令和7年2月7日(金) 14時10分～15時00分

場所 市役所本庁舎2階 庁議・来賓室

1 開会

- ・ あいさつ
- ・ 個人情報保護法改正の概要について【資料1】

2 審議事項

- ・ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う士別市個人情報保護法施行条例の改正について【資料2】
- ・ 個人情報保護法に基づく安全管理措置の整備について【資料3】
- ・ 死者情報取扱要綱の制定について【資料4】

3 その他

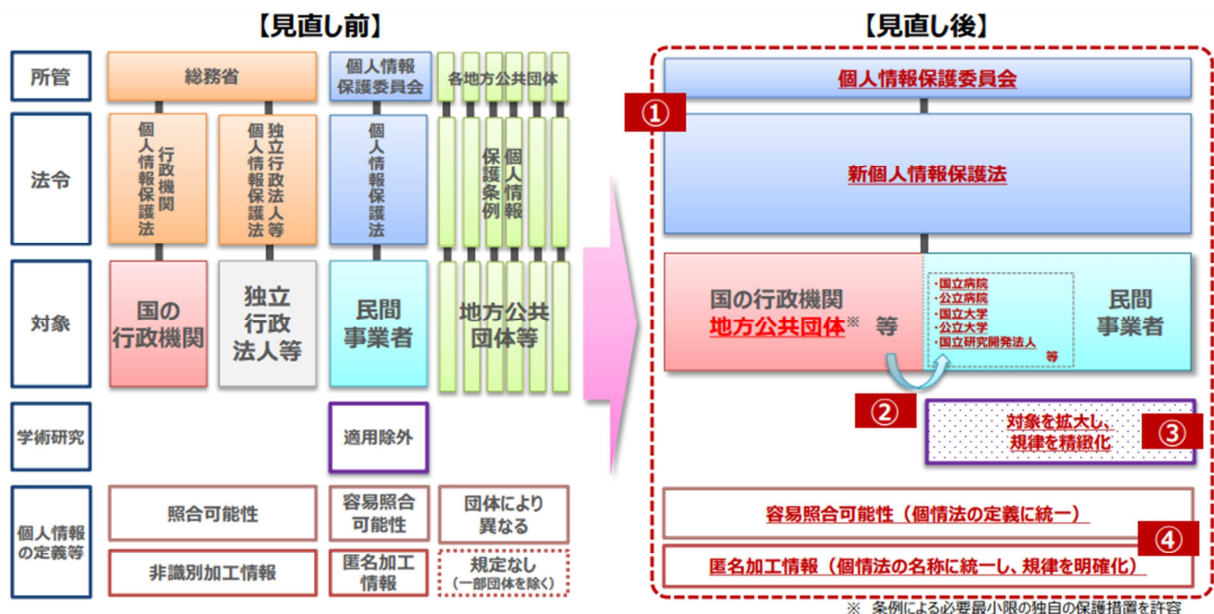
4 閉会

個人情報保護法改正の概要について

●見直し背景

改正前の個人情報保護制度は、機関ごとに法令等でルールが規定されていた（民間事業者は個人情報保護法、行政機関は行政機関個人情報保護法、地歩公共団体は個人情報保護条例など）。

しかし、社会のデジタル化に対応した官民の枠を超えたデータ利活用実現のため、機関ごとのルールの違いによる不均衡や不整合を可能な限り是正するため、令和3年5月12日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、3本の法律が個人情報保護法に統合され、地方公共団体（議会を除く。）の個人情報保護制度についても統合後の個人情報保護法において規定されるとともに、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化された。その結果、個人情報の取扱いについて、国の行政機関及び独立行政法人等と同じ規律を適用となった。（保有の制限、利用及び提供の制限、安全管理措置の義務化 など）



●個人情報保護法施行条例について

改正個人情報保護法の施行に伴い、士別市個人情報保護条例は廃止し、新たに士別市個人情報保護法施行条例を制定した。新条例では、法律の範囲内での必要最小限の独自の保護規定（個人情報ファイル簿、審査会への諮問及び開示手数料など）を定めている。

また、その附則において、新条例施行前から保有している個人情報又は個人情報ファイルの、新条例施行後における正当な理由のない提供及び自己等の不正な利益を図る目的での提供及び盗用に対して、罰則を定めている。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う 「士別市個人情報保護法施行条例」の改正について

1 諮問事項

士別市個人情報保護法施行条例（以下「保護条例」という。）の改正を行うため保護条例第6条第1号の規定に基づき、審査会の意見を聴くものとする。

【条文】(1) この条例（保護条例）の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

2 改正理由

刑法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」に一元化されることから、保護条例の改正を行うものである。

3 改正内容

(1) 「懲役」の文言を「拘禁刑」に改める。

→旭川地方検察庁へ事前協議を行い、令和6年11月5日付で「問題はない」と回答あり

旧	新
附 則 (経過措置) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	附 則 (経過措置) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和7年6月1日）

個人情報保護法に基づく安全管理措置の整備について

1 諮問事項

士別市個人情報保護法施行条例（令和 5 年士別市条例第13号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 号の規定に基づき、審査会の意見を聴くものである。

【条例第 6 条第 2 号】

- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第66条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

2 個人情報保護法に基づく安全管理措置とは

法第66条第 1 項に「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定されており、個人情報保護委員会が作成した個人情報保護法ガイドラインや事務対応ガイド上においても、個人情報の具体的な安全管理の取扱いを組織的に定める必要性が謳われているところである。

3 市の安全管理措置について

市では、マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）に対する安全管理措置については、「士別市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程（士別市訓令第 7 号）」において、その具体的な取扱いを定めているが、その適用範囲を個人情報保護法に規定する個人情報にも拡大することで、個人情報保護委員会の指針に準拠した安全管理措置を定めるものである。（士別市保有個人情報等の取扱いに関する安全管理措置規程）

4 主な変更点

以下の項目について、対象を特定個人情報から個人情報に拡大する。

【組織的安全管理措置】

- ・個人情報の安全管理措置を講じるための組織管理体制の整備（職員の役割の明確化や個人情報の漏えい等に対応する体制の整備）

【人的安全管理措置】

- ・職員への教育研修（職員に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報保護に関する意識の高揚を図るための啓発等を目的として必要な教育研修を実施）

【物理的安全管理措置】

- ・機器及び電子媒体等の盗難等の防止や電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止策

【技術的安全管理措置】

- ・外部からの不正アクセス等の防止やパスワード等の取扱い、情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

【外的環境の把握】

- ・保有個人情報が取り扱われる外国の特定（システムサーバが外国にある場合、当該外国の個人情報保護に関する制度を把握した上で、適切な措置を講じること）

5 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

死者情報取扱要綱の制定について

1 死者情報の取扱い明確化の必要性

令和6年2月26日付けで、本審査会より、自己情報開示等不承諾処分に対する審査請求に係る答申を受け、付帯意見の中で「死者情報の公開・非公開の基準や要件等その取扱いを早急に明確化すること」が示されており、その取扱いを検討してきたところである。

2 個人情報保護制度における死者情報の解釈について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項では、個人情報を「生存する個人に関する情報」と定義し、死者に関する情報（以下「死者情報」という。）については、保護対象外としている。

また、死者に関する情報は、当該情報が同時に生存する個人に関する情報であり、かつ、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により生存する特定の個人を識別することができる場合に限り、その生存する個人の「個人情報」に該当するとされ、その範囲は極めて限定的である。

3 士別市情報公開条例における死者情報の解釈について

情報公開条例（平成17年士別市条例第24号）第9条第1号では、個人情報を、単に「個人に関する情報」と定義し、法のように生存する個人に限定しないことにより、例えば死者に関する情報であっても、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは個人情報に該当するものとし、死者情報をむやみに公開されないようにする（保護する）ものである。

また、情報公開は、市政に関する情報についての市民の知る権利を保障する制度であり、請求をする者ごとに公開される情報に差異があってはならないとも考えられることから、自己情報開示請求のように、特例を設けることも制度の趣旨に反するものと考えられる。

このことから、情報公開条例における個人情報には、個人情報保護法の解釈にかかわらず、死者情報を含む取扱いとなっている。

4 士別市死者情報取扱要綱の整備について

市では、法が生存する個人に関する情報に限り適用されることに鑑み、法の適用を受けない死者情報の開示等に関し、その範囲や対象者を、士別市死者情報取扱要綱により市独自の制度として別途定めることを検討。

5 開示請求者と開示対象情報

開示請求者と開示対象情報を検討する上で、取扱規程を制定済みの他市町村の取扱いや医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスを参考とし、以下の請求権者と開示対象情報に限り、死者情報の開示を行うこととする。

●他市の事例

- 深川市
- ・当該死者から相続した相続財産等に関する情報（相続人）
 - ・当該死者から相続した不法行為に基づく損害賠償請求権に関する情報（相続人）
 - ・診療情報及び介護に関する情報（相続人）
 - ・当該死者から遺贈又は死因贈与を受けた財産等に関する情報（遺贈又は死因贈与を受けた者）
 - ・当該死者に対し有する債権又は債務に関する情報（契約により当該死者に対し債権を有する者又は債務を負う者）

深川市と概ね同様な基準で運用している自治体

- ・東京都あきる野市
- ・埼玉県久喜市
- ・神奈川県厚木市
- ・岐阜県多治見市

深川市と異なる基準の事例

- 小樽市
- ・審査会の意見を聞いて開示を認めるもの（相続人又は死者の死亡当時親権者であった者その他死者と密接な関係を有する者）
- 新潟県新潟市
- ・開示対象外情報以外のもの（死者の死亡当時における配偶者並びに死者の子及び父母等）

●本市取扱い（案）

開示対象情報	請求権者
当該死者から相続した相続財産等に関する情報	相続人
当該死者から相続した不法行為に基づく損害賠償請求権に関する情報	
当該死者の介護に関する情報	配偶者、子、父母又は相続人
当該死者から遺贈又は死因贈与を受けた財産等に関する情報	遺贈又は死因贈与を受けた者
当該死者に対し有する債権又は債務に関する情報	契約により当該死者に対し債権を有する者又は債務を負う者

6 施行期日について

令和7年4月1日